**業務委託差入書**

●【貴社名をご記載ください】（以下「甲」という）は、株式会社マネージポート会計事務所（以下「乙」という）に対し、以下の通り、業務委託（以下「本業務委託」という）する旨差入れを行う。なお、甲は、本差入れに対し、乙が異議を述べなかった場合、乙が本業務委託を受託したものとすることを確認する。

第１条（委託業務）

甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という）を委託する。

1. 日本政策金融公庫を利用した甲の資金調達支援
2. 前号に付随する一切の業務

第２条（本業務の対価）

１　甲は乙に対し、本業務の対価（成功報酬）として、**甲が、債務超過である場合や、半年以内に金融機関から融資を断られている場合には、甲の日本政策金融公庫からの調達額の10％**とし、**それ以外の場合には、5%**とする。

２　甲は、前項に定める本業務の対価を日本政策金融公庫による融資実行月の末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込む方法によって支払う。

第３条（契約期間・契約更新）

　委託期間は、契約日から1年間とする。

第４条（再委託の制限）

乙は、本業務を必要に応じて、第三者に再委託するものとする。

第５条（秘密保持）

乙は、本業務委託期間中または期間満了後を問わず、再委託先を除き、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

第6条（解除）

甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本業務委託を解除することができる。

（１）破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。

（２）第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。

（３）監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。

（４）解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

（５）自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。

（６）相手方への連絡が１ヶ月以上とることができなくなったとき。

（７）相手方が本業務委託の各条項に違反したとき。

（８）相手方に重大な過失または背信行為があったとき。

（９）その他本業務委託を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

第7条（損害賠償）

乙が本業務委託契約に基づいて行った本業務委託について、乙の故意又は重過失により甲が相当因果関係にある損害を受けたときは、乙は甲より現実に受けた本業務委託にかかる報酬の額を上限として損害を負担するものとする。

第8条（裁判管轄）

本業務委託に関する一切の争訟は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本業務委託の証として、乙が本書原本を保管するものとする。

年　　　　月　　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号